

## 令和7年度 地中熱普及拡大に向けた調査・分析業務仕様書（案）

### 1. 業務名

令和7年度 地中熱普及拡大に向けた調査・分析業務

### 2. 業務目的

ゼロカーボン社会を目指す本県においては、地中熱を含む再生可能エネルギー熱利用の拡大を目標に掲げており、さらなる普及拡大にあたっては地中熱利用設備の推奨事項を明確化することが必要である。

本業務では県内の地中熱利用設備の導入施設を対象にその導入効果等を調査分析することで、県の施策検討に活用することを目的とする。

### 3. 業務実施期間

契約締結日から令和7年12月19日（金）まで

### 4. 業務内容

本調査・分析を通して長野県として地中熱の普及拡大に向けた推奨事項を明確にする。

#### (1) 地中熱利用設備導入に関する現状分析、情報整理等（事前調査）

文献調査等に基づき、「国内における地中熱利用設備に関する現状分析」及び「普及に向けた課題」について情報整理を行う。

#### (2) 長野県内における地中熱利用設備導入施設への設置状況、実績等の調査

県内の地中熱利用設備導入施設に対するアンケート・ヒアリングに基づき「地中熱利用設備の設置状況」、「地中熱利用設備の稼働実績」及び「地中熱利用導入についての意識」について調査を行う。アンケート・ヒアリングで収集ができない情報は必要に応じて現地調査を行うこと。

調査項目は以下の項目を基本としつつ、県と受託者が協議し、内容を決定する。

- ア 施設ごとの地中熱利用設備の概況及び施設、立地環境（他の空調設備も調査し、施設空調における地中熱の貢献度について測ることを含む）
- イ 地中熱利用設備導入に係る費用及び維持管理費
- ウ 地中熱利用設備の稼働実績
- エ 地中熱利用設備導入時の経緯、意識調査（「ZEB への意識」及び「環境意識」を含む）

なお、調査対象候補（70件程度）は県からの提供とし、県内の状況を偏り（公共・民間、施設の大小、地域等）なく把握するために複数施設を調査対象とすること（例えばアンケート70件送付、その後抽出してヒアリング10件前後）。

#### (3) 地中熱利用設備の事業性に係る分析

県内の地中熱利用設備導入施設に対する設置状況、実績等の調査結果に基づき、「県内における

地中熱利用設備の費用対効果（金銭的な効果、CO<sub>2</sub>排出量削減効果）」、「地中熱利用設備の導入に影響を与える要素」及び「効果的な地中熱利用設備導入条件」について分析及び整理を行う。

効果的な地中熱利用設備導入条件は分析結果を総合的に踏まえたものとする（複数可）。

## 5. 中間報告・成果品の提出

### (1) 中間報告

来年度の施策の参考とするため令和7年8月29日（金）までに中間報告を行うこととする。内容、形式については別途協議する。

### (2) 成果品の内容及び形式等

本業務の成果物は以下のとおりとする。また、形式は書面2部及びCD-ROM等の磁気媒体によるデータで提出することとする。

ア 業務完了報告書（任意様式）

イ その他委託者が必要と認めるもの

### (3) 提出場所

長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 6階

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

### (4) 提出期限

各成果品の提出期限は令和7年12月19日（金）とする。

## 6. 業務実施体制

受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県環境政策課ゼロカーボン推進室との連絡調整を行うこと。

## 7. その他

(1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。

(3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。

(4) 受託者は、月1回程度、長野県庁または遠隔会議システムを利用して打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合には随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。

(5) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。これは受託期間終了後においても同様とする。